

令和8年第3回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第3号)

招 集 年 月 日	令和8年3月25日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和8年3月25日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和8年3月25日 14時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	△
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	9 番	笠井 清孝	
	1 番	河野 幸枝	

議長	<p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員 9 名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和 8 年第 3 回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14 : 00)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に 9 番委員と 1 番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、内藤康介氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提出された議案第 15 号から議案第 21 号について事務局より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第 15 号について事務局より提案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 15 号の説明をします。議案書の 1 ページをご覧ください。農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん。申請地は大字加計、字迫谷、地番が 3735 番地 4、地目が畑で面積が 174 m²です。理由としましては、墓地にするためとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて私から説明させていただきます。議案書 1 ページ、図面 2 ページ、3 ページと皆さんのお手元に資料として出させていただいている 15 号の写真をご覧ください。3 月 23 日に現地確認を行い、申請者の■■■■さんへの聞き取り調査を行った結果について報告いたします。申請地は墓地への転用事案です。位置は山県署から北に 200 メートルに位置しております。■■■■さんによりますと。現在の墓地は道の口集落の山中にあり、五輪山の登山道の途中で道も急であり、またこの地区は土砂災害特別警戒区域に指定されており、過去には 100 基近い墓があったわけですが、現在は 10 基近くになったということでした。以前は山道も参拝者が十分管理をされていたわけですが現在は荒れ果てており、本人さんも高齢でもあることから、今回近くに移転しようという考えで申請をされたとのこと。写真を見ていただきますように、ちょうど予定地の上にも共同墓地として多くの墓があります。その近くが前々回の総会でも 3 条申請であったわけですが、そこに移転ということで考えておられるようです。この議案については、事業規模から見ても適切な規模であり、周辺の営農条件</p>

	<p>に支障を生じる恐れもないことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 15 号について、審議に入ります。 議案第 15 号について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 15 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 15 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第 15 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 16 号の説明をします。議案書の 4 ページをご覧ください。農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん。申請地は大字戸河内、字堂河内、地番が 603 番地 3、地目が畑で面積が 80 m²です。理由としましては、住宅兼倉庫用地に転用済みのためとなっております。なお、父の所有時から農地法第 4 条許可申請を提出せず、申請地の一部を住宅兼倉庫用地として利用していたため、始末書が提出されております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 9 番委員より説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>議案第 16 号について説明いたします。議案書 4 ページ、図面は 5、6 ページをご覧ください。3 月 12 日、■■■■■■■■■■さんへの電話での聞き取り後、現地調査をしました。その結果についてご報告いたします。本事案は申請者の■■■■■■■■■■さんによります。住宅兼倉庫用地への転用事案です。申請地は役場から南西 300 メートルにあります。■■■■■■■■■■さんは父が昭和 49 年に無断転用していた土地をこの度相続されることになり、改めて申請されました。なお、無断での転用でしたので、始末書が提出されています。このように、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 16 号について、審議に入ります。 議案第 16 号について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第 16 号は申請のとおり、質疑なしと認めます。 それでは、議案第 16 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>

	(挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 16 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは、議案第 17 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、まず申し訳ございません。面積の合計について記載が漏れていたため、議案書 7 ページについて本日配布しているものに差し替えをお願い致します。議案第 17 号の説明をします。農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん。申請地は大字下殿河内、字穴袋、地番が 2198 番地 4、2198 番地 5 で、地目が畑で合計面積が 217 m ² です。理由としましては、私道に転用済みのためとなっております。なお、以前から農地法第 4 条許可申請を提出せず、申請地の一部を私道として利用していたため、始末書を付しての提出をされております。以上です。
議長	続いて 7 番委員より説明をお願いします。
7 番委員	議案第 17 号の説明を行います。議案書 7 ページをご覧ください。図面は 8 ページ、9 ページです。場所は県道弁財天加計線の中須賀橋から加計方面へ 150m ぐらいのところ。3 月 16 日に[REDACTED]さんと会いまして説明を受けまして、3 月 20 日に申請者の[REDACTED]さんと現地確認を行いました。本事業は[REDACTED]さんによります私道への転用事案です。申請地は、倉庫と墓地等への侵入路として亡くなられたお父さんが生前開設されたとのこと。現在でも侵入路は不可欠のため、転用を申請されたものです。事業規模から見て適切な面積であり、周辺への条件に生じる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。また、始末書を提出されております。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 17 号について審議に入ります。 議案第 17 号について、質疑ありませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 17 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 17 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは、議案第 18 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 18 号の説明をします。議案書の 10 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]

<p>議長</p>	<p>らない事となっております。そのため、通知書が提出されております。本議案については資料1の通知書及び合意解約書の記述に不備がないか確認、審査をしていただければと思います。なお、■■■さんは対象の土地を宅地に転用したいとのことで解約を希望されており、■■■がこれに同意した形になります。</p> <p>以上で説明を終わります。審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第19号について、審議に入ります。</p> <p>議案第19号について質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案第19号は申請のとおり、質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第19号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第19号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは、議案第20号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案第20号の説明をします。農用地利用集積等促進計画の諮問についてです。資料2をご覧ください。本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、令和8年3月5日付けで、安芸太田町長より農用地利用集積等促進計画の意見聴取を求められているものです。この計画で農用地の借り受けを行う者が、1点目に、耕作の事業に供すべき農用地について耕作又は管理を行うと認められること。2点目に、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。3点目に、地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること。4点目に、農用地の借り受けを行う者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一名以上の者が耕作の事業に常時従事すると認められること。などの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。まず、3ページから6ページがそれぞれの所有者から機構に中間管理権を設定するまでの計画書です。ページごとに所有者が分かれています。それぞれ■■■さん、■■■さん、■■■さん、■■■さんとなっております。対象の地図は11ページから18ページです。7ページから10ページが機構から担い手に転貸する計画書となっております。7ページから9ページが■■■さん、10ページが■■■に転貸する内容となっております。■■■さんの契約につきましては、今年度まで利用権設定で3名の所有者と契約していたところ、契約期間満了を迎えるためこの度農地中間管理機構を通じた契約に切り替えるものです。■■■さんの契約はかねてより■■■が耕作していた筆でしたが、契約が漏れていたためこの度新しく結ぶものになります。本議案につきましては計画内容をご確認いただき修正すべき点がないかを確認、審査していただければと思います。以上です。審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、議案第 20 号について審議に入ります。 議案第 20 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第 20 号は申請のとおり、質疑なしと認めます。 それでは、議案第 20 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 20 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第 21 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 21 号の提案説明をさせていただきます。 議案と一緒に送付させていただいていた、安芸太田町独自小規模出荷農業者認定申請書をご覧ください。今回は■■■■さんからの申請です。 申請モデルは I 型、収入目標は 50 万円、農地については記載のとおり 20 a を耕作しております。就農形態については、生産規模や新分野の拡大となっており、概要や意欲については、複数品目によるリスク分散、収益性の向上を行い、市場動向や需要を意識した作付け計画を行いながら野菜、小麦、大麦、大豆の生産拡大を目指す、とされています。2 ページ目をご覧ください。 生産計画ですが、現在生産しているニンニク、ジャガイモ、米の農地を 2 倍に拡大し、トマトなど季節の野菜や大豆も作付して生産量を増やす計画となっています。現在は EC サイト、プラットホームつなみ、朝市さとやまに出荷をしており、販売金額が 38,000 円ほどとなっていますが、引き続き EC サイトで出品しながら産直市等にも出荷し 3 年後に 50 万円の売り上げを目標とされています。3 ページの所有する農機具ですが、トラクター、田植え機、バインダーを所有されており、ハーベスターの購入を検討しているようです。以上です。審議の方よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それではここで一旦休憩にします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩を廃し、会議を再開します。 事務局より結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、審査判定の方が平均 82.6 点となり、60 点以上でしたので認定となります。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第 21 号は申請のとおり採択いたしました。 次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、報告事項が1点ございます。 農地法第3条の3の規定による届出書が2件出ております。 資料4をご覧ください。広島市の■■■さん、安芸太田町の■■■さんからの相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p>
議長	<p>今の報告事項について、質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和8年第3回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14:30)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">9 番委員</p> <p style="text-align: center;">1 番委員</p>

